

お知らせ

下水道事業受益者負担金 8月は一括納付・分割納付第1期分の納付の月です

問 上下水道課(役場2階)
☎823-9214 FAX.823-9839

今年度に賦課対象区域になった人

分割で納める方法と、一括で納める方法があります。一括で納める場合は、報奨金が交付されます。7月下旬に分割用の納付書と、報奨金を差し引いた一括用の納付書を送付しました。いずれかを選んで、納期限(8月31日(水))までに納付してください。

昨年度以前に賦課対象区域になった人

分割納付用の納付書を7月下旬に送付しました。納期限(8月31日(水))までに納付してください。

※受益者・住所などの変更

売買などの理由により受益者に変更があった場合は、必ず「受益者変更届」を提出してください。

提出がない場合は、引き続き負担することになります。

住所を変更した場合にも「住所等変更届」を提出してください。

お知らせ

海田町事業継続応援金(第3弾)を 給付します

問 魅力づくり推進課(役場3階)
☎823-9234 FAX.823-9203

コロナ禍における原油価格・物価高騰などにより影響を受けている町内事業者に対し、応援金を給付します。

●給付額 法人:10万円、個人事業主:5万円

●申請受け付け期間 9月30日(金)まで

くわしくは海田町ホームページを確認してください。

二次元コードを読み取るか、「海田町 事業継続応援金 第3弾」で検索してください。



お知らせ

ごみ出しルールを守りましょう

問 環境センター
☎823-4601 (FAX兼用)

町内のごみステーションでごみ出しルールが守られていません。

・可燃ごみの中にビンや缶が入っているなど、分別していないごみが出されています。改めてごみ出しルールの確認をお願いします。

・海田町で収集してない物(冷蔵庫・洗濯機・乾燥機・エアコン・テレビなどの家電、流し台・洗面台・床材・ドアなどの建築廃材、セメント・ブロック・消火器、タイヤ・シート・バンパー・バッテリーなど車の部品)が出されています。



お知らせ

情報公開制度・個人情報保護制度

問 総務課(役場2階)
☎823-9202 FAX.823-9203

情報公開制度

町内在住者などの請求により、不開示情報を除く海田町の保有する行政文書の開示をします。

●令和3年度の開示の状況

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(件)

実施機関	対象 文書	開示	部分 開示	不開示	存否応答 拒否	文書 不存在	取下げ
町長部局	234	217	17	—	—	—	—
議会事務局	6	6	—	—	—	—	—

教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会および水道事業については、開示請求がありませんでした。

個人情報保護制度

請求により、不開示情報を除く海田町が保有する自己を本人とする個人情報の開示をします。

●令和3年度の開示の状況

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(件)

実施機関	対象 文書	開示	部分 開示	不開示	存否応答 拒否	文書 不存在	取下げ
町長部局	1	1	—	—	—	—	—

町長部局以外の実施機関に対しては、開示請求がありませんでした。

お知らせ

海田東公民館 証明書発行コーナー開設中

問 住民課(役場1階)
☎823-9205 FAX.823-9627

●開設日時 毎週月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
8時30分～17時15分

開館は9時からです。(証明書発行のみ8時30分から行っています)

●業務内容 住民票、戸籍関係証明書、印鑑証明書、税の証明書の発行